九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

[085_03-04] 法政研究表紙奥付

https://hdl.handle.net/2324/2230980

出版情報：法政研究. 85 (3/4), 2019-03-08. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

九州大学教授　赤松秀岳　先生

赤松秀岳教授は、一九五六（昭和三一）年二月二七日東京に生まれ、一九七八（昭和五三）年三月同志社大学法学部を卒業後、同年四月同大学大学院法学研究科前期博士課程に進学された。同大学院では、金山正信教授の指導のもとに物権債権峻別論に関する解釈学・法史学的考察を深めるとともに、同大学に出講されていた石田喜久夫神戸大学教授（当時）の薫陶を受けてサヴィニー研究を開始された。

一九八五（昭和六〇）年三月同大学大学院法学研究科博士後期課程を満期退学して、同年四月徳島文理大学講師に就任、一九八九（平成元）年四月同大学助教授から、翌一九九〇（平成二）年熊本大学助教授、一九九五（平成七）年一〇月熊本県立大学教授、二〇〇四（平成一六）年四月岡山大学教授を歴任の後、二〇〇七（平成一九）年四月九州大学法学研究院教授に着任された。この間、民法解釈論においては、物権と債権の交錯領域、債権侵害、賃貸借、仮登記等の領域において卓抜した業績を挙げられた一方、ドイツ法に関して、サヴィニー研究の第一人者としての地歩を固められ、一九九三（平成五）年にはドイツ学術交流会（ＤＡＡＤ）奨学生としてハノーファー大学に留学、一九九六（平成八）年にはアレクサンダー・フォン・フンボルト財団奨学研究員としてフランクフルト・アム・マイン大学に留学され、ヨアヒム・リュッケルト教授のもとでサヴィニーの手稿研究を進められ、一九九七（平成九）年三月には九州大学から博士（法学）の学位を授与されている。

その一方で、教育・学事行政面においても、教授は、二〇〇四（平成一六）年の法科大学院制度創設に際し、岡山大学法科大学院の創立メンバーとして同大学に着任した後、翌二〇〇五（平成一七）年五月から二〇〇七（平成一九）年三月まで同大学大学院法務研究科長（法科大学院長）を務められ、同年四月の九州大学着任後も、同大学法科大学院において法律基本科目を担当されたほか、釜山大学法学専門大学院との国際交流活動に尽力され、二〇一二（平成二四）年四月から二〇一四（平成二六）年三月まで同大学法科大学院長を務められて、一〇一七（平成二九）年九月の法科大学院の六本松移転の実現に尽力された。さらに、教授は、二〇〇八（平成二〇年）年五月より日弁連法務研究財団の評価委員会委員として法科大学院の認証評価事業に従事されたほか、同年一〇月には九州大学の連携法律事務所である弁護士法人九州リーガル・クリニック法律事務所に弁護士登録され、二〇一四（平成二六）年には同弁護士法人の代表社員に就任されて、理論と実務の架橋に注力された。

かように顕著なご業績を挙げられた赤松教授のご退職に際し、長年のご功労への感謝の意を込めて本号を献じるとともに、弁護士としての一層のご活躍はもとより、教授のライフワークであるサヴィニー研究のますますのご発展を心よりお祈り申し上げたい。